

尾三消防組合議会会議録 令和5年3月定例会

招集場所	尾三消防本部庁舎3階議場	書記長 近藤 恒 明
会 期	自 令和5年3月27日 至 令和5年3月27日	1日間
出席議員数	議員定数14名	
出席議員	1 番 議 員 岡 本 守 直 3 番 議 員 福 安 金 之 助 5 番 議 員 近 藤 千 鶴 8 番 議 員 山 田 け ん た ろ う 10 番 議 員 福 安 淳 也 12 番 議 員 ご と う み き 14 番 議 員 山 下 茂	2 番 議 員 広 瀬 裕 久 4 番 議 員 近 藤 郁 子 7 番 議 員 岡 崎 つ よ し 9 番 議 員 わ た な べ さ つ 子 11 番 議 員 小 野 田 利 信 13 番 議 員 若 園 ひ で こ 15 番 議 員 山 田 達 郎
欠席議員	6 番 議 員 中 村 め ぐ み	
説明のために出席した者の職・氏名	管 理 者 小 山 祐 副 管 理 者 吉 田 一 平 副 管 理 者 井 俣 憲 治 消 防 長 酒 井 雄 二 次 長 兼 予 防 課 長 近 藤 和 則 次 長 兼 特 別 消 防 隊 長 佐 野 耕 三 総 務 課 長 水 野 徳 泰	副 管 理 者 小 浮 正 典 副 管 理 者 近 藤 裕 貴 事 務 局 長 竹 内 勇 治 次 長 兼 消 防 課 長 村 瀬 昭 二 次 長 兼 指 令 課 長 宮 家 美 博 会 計 管 理 者 近 藤 昭 博 総 務 課 専 門 監 松 尾 孝 司
職務のため出席した総務課職員の職・氏名	総 務 課 主 幹 深 谷 基 二 総 務 課 課 長 補 佐 高 村 篤 志	総 務 課 課 長 補 佐 加 藤 敦
職務のために出席した者の職・氏名	書 記 長 近 藤 恒 明 書 記 小 林 大 介	
会議録署名者	1 番 議 員 岡 本 守 直	2 番 議 員 広 瀬 裕 久

会 議 に 付 し た 議 案 及 び 審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	結 果
議案第 1 号	尾三消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例	原案 可決
議案第 2 号	尾三消防組合情報公開条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第 3 号	尾三消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第 4 号	尾三消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第 5 号	和解について	原案 可決
議案第 6 号	令和 4 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 4 号）	原案 可決
議案第 7 号	令和 5 年度尾三消防組合一般会計予算	原案 可決
議員提出 議案第 1 号	尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例	原案 可決

令和５年３月尾三消防組合議会定例会会議録

下記議案議決のため、令和５年３月２７日午後２時から、令和５年３月尾三消防組合議会定例会が、尾三消防本部庁舎３階議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第１ | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第２ | 管理者あいさつ |
| 日程第３ | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第４ | 会期の決定 |
| 日程第５ | 一般質問 |
| 日程第６ | 報告第１号
専決処分事項の報告について |
| 日程第７ | 議案第１号
尾三消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例 |
| 日程第８ | 議案第２号
尾三消防組合情報公開条例の一部を改正する条例 |
| 日程第９ | 議案第３号
尾三消防組合情報公開・個人情報審査会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第４号
尾三消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第５号
和解について |
| 日程第12 | 議案第６号
令和４年度尾三消防組合一般会計補正予算（第４号） |
| 日程第13 | 議案第７号
令和５年度尾三消防組合一般会計予算 |
| 日程第14 | 議員提出議案第１号
尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例 |
| 日程第15 | 管理者あいさつ |

出席議員（14名）

1 番 議 員	岡 本 守 直 議 員	2 番 議 員	広 瀬 裕 久 議 員
3 番 議 員	福 安 金 之 助 議 員	4 番 議 員	近 藤 郁 子 議 員
5 番 議 員	近 藤 千 鶴 議 員	7 番 議 員	岡 崎 つ よ し 議 員
8 番 議 員	山 田 け ん た ろ う 議 員	9 番 議 員	わ た な べ さ つ 子 議 員
10 番 議 員	福 安 淳 也 議 員	11 番 議 員	小 野 田 利 信 議 員
12 番 議 員	ご と う み き 議 員	13 番 議 員	若 園 ひ で こ 議 員
14 番 議 員	山 下 茂 議 員	15 番 議 員	山 田 達 郎 議 員

説明のために出席した者の職・氏名（14人）

管 理 者	小 山 祐 君	副 管 理 者	小 浮 正 典 君
副 管 理 者	吉 田 一 平 君	副 管 理 者	近 藤 裕 貴 君
副 管 理 者	井 俣 憲 治 君	事 務 局 長	竹 内 勇 治 君
消 防 長	酒 井 雄 二 君	次 長 兼 消 防 課 長	村 瀬 昭 二 君
次 長 兼 予 防 課 長	近 藤 和 則 君	次 長 兼 指 令 課 長	宮 家 美 博 君
次 長 兼 特 別 消 防 隊 長	佐 野 耕 三 君	会 計 管 理 者	近 藤 昭 博 君
総 務 課 長	水 野 徳 泰 君	総 務 課 専 門 監	松 尾 孝 司 君

職務のために出席した総務課職員の職・氏名（3名）

総 務 課 主 幹	深 谷 基 二 君	総 務 課 課 長 補 佐	加 藤 敦 君
総 務 課 課 長 補 佐	高 村 篤 志 君		

職務のため出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	近 藤 恒 明 君	書 記	小 林 大 介 君
-------	-----------	-----	-----------

午後 2 時開議

◎議長（山田達郎議員）

現在の出席議員数は 14 名です。よって、令和 5 年 3 月尾三消防組合議会定例会は成立しております。

なお、6 番中村めぐみ議員より欠席の届がありましたので報告しておきます。

ただいまから会議を開きます。はじめに、この定例会では、新型コロナウイルス感染症への対策として、発言は起立せずに着席したまま行っていただきますよう、お願いします。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。監査委員より令和 4 年 11 月分から令和 5 年 1 月分までの例月出納検査及び令和 4 年度定例監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしました。

これより議事日程に従い会議を進めます。日程第 1、議会運営委員会委員長報告、近藤委員長。

◇委員長（近藤郁子議員）

本日、委員 5 名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席のもと、議会運営委員会を開催し、本定例会について協議しましたので、その結果をご報告申し上げます。

定例会の会期は、本日 1 日とすること。また、会議録署名議員は、議長から指名することといたしました。

なお、一般質問につきましては、1 名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申し合わせ事項のとおり質問時間は 15 分以内とし、質問回数は制限ないもの、関連質問は認めないものといたしました。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うことといたしました。議案質疑につきましては、2 名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申し合わせ事項のとおり、同一の議案について、質疑時間は 15 分以内とし、質疑回数は制限ないもの、関連質疑は認めないものといたしました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第 2、管理者あいさつをお願いします。小山管理者。

○管理者（小山祐）

本日ここに、令和 5 年 3 月尾三消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏におかれましては、公私ともご多用の中、ご参集賜り心から厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、定例会に提出いたします案件は、専決処分事項の報告 1 件のほか、議案第 1 号から議案第 7 号及び議員提出議案第 1 号の合計 9 案件でございます。

慎重なるご審議を賜りまして、全議案可決いただきますようお願い申し上げ、開

会のあいさつとさせていただきます。

◎議長（山田達郎議員）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から議席番号1番岡本守直議員、2番広瀬裕久議員、以上お二人を今回の会議録署名議員に指名いたします。

◎議長（山田達郎議員）

日程第4、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第5、一般質問を行います。通告により発言を許します。12番ごとうみき議員

◇12番（ごとうみき議員）

今回は3点一般質問をお願いいたします。まず1点目、日勤救急隊の創設についてです。尾三消防組合消防力整備計画（第8次）中間見直しにおいて、日勤救急隊の創設の検討と書かれています。2020年の計画策定時にはありませんでしたが、今回の中間見直しで明記されたのはどうしてでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

竹内事務局長

○事務局長（竹内勇治）

事務局長、竹内。尾三消防組合消防力整備計画第8次策定時には、想定されていなかった事象として、定年年齢の引上げと働き方改革のさらなる推進があります。

今回の計画の中間見直しでは、今後増加が想定される61歳以上の職員や育児休業から復職する職員などを活用し、将来、救急需要が大幅に増加した場合に、いかに救急体制の充実を図るか検討を行いました。その対応策の一つとして、それらの職員を配置した日勤救急隊の創設の検討について、計画後期の取組として明記いたしました。

◎議長（山田達郎議員）

12 番ごとうみき議員

◇12 番（ごとうみき議員）

例えば、2022 年 7 月 1 日中日新聞のウェブニュースで、豊橋市の日勤救急隊発足時の報道記事がありました。通常の救急隊は、午前 8 時 30 分から翌日朝までの 24 時間勤務ですが、日勤救急隊は平日 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの勤務となり、育児や介護等両立しやすい職員の復職支援のほか、通常の救急隊の負担軽減につながることも期待されているとのことでした。

今回、第 8 次中間見直しに創設の検討と書かれていたので、是非職員の皆さんの意見をよく聞いていただき、今後に反映していただきたいと思います。

次の質問ですが、このような日勤救急隊運用の先行事例は、把握されているのでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

竹内事務局長

○事務局長（竹内勇治）

事務局長、竹内。現在、愛知県内において日勤救急隊を運用しておりますのは、豊橋市消防本部、一宮市消防本部及び尾張旭市消防本部の 3 消防本部になります。

◎議長（山田達郎議員）

12 番ごとうみき議員

◇12 番（ごとうみき議員）

是非、現地調査も含めてしっかりと検討していただきたいと思います。また、先程の豊橋市の報道記事によりますと、救急出動の増加とともに特に午前 10 時台の出動要請が目立つとのこと。尾三消防組合の管内でも同様に日勤時間の出動件数が増えているのであれば、その対応としての日勤救急隊が有効かとも思います。

同時に現行の救急体制は減らさず、豊橋市のように新たな救急隊を増設していただきたい。尾三消防組合で仮に日勤救急隊を置くのであれば、新たな救急車を配備し、職員を増やし、救急隊を 13 隊以上にさせていただきますようお願いいたします。

また、今後の救急需用の増加により、昨年合計が 13,483 件、そして令和 12 年には約 15,000 件、令和 27 年には約 16,000 件との計画数値が出ています。これにどう対応していくのかが尾三消防組合の今後の課題であると思います。これについて後 2 点質問いたします。

まず、兼務の現状と課題解決に向けてです。消防力の整備指針では、消防隊と救急隊が兼務可能な条件として、救急隊の出動中に火災が発生する頻度が概ね 2 年に 1 回以下であることなどが挙げられています。尾三消防組合の実態はいかがでしょ

うか。

◎議長（山田達郎議員）

酒井消防長

○消防長（酒井雄二）

消防長、酒井。国が定める消防力の整備指針には、消防車と救急車を兼務運用することができる条件として、2点規定しております。

1点目は、救急車が出動中に、その管轄する地域で火災が発生する頻度がおおむね2年に1回以下で、出動に必要な隊員を速やかに確保できる体制。

2点目は、隣接する署所からの出動によって消防活動が支障なく行うことができ、全ての車両の出動状況が常時把握できる体制であることとされております。

1点目の条件により各消防署は、はしご車と救急車を、2点目の条件により特別消防隊と各出張所は、タンク車と救急車を兼務運用しております。

◎議長（山田達郎議員）

12番ごとうみき議員

◇12番（ごとうみき議員）

特別消防隊の兼務の状況の現状については、いかがでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

酒井消防長

○消防長（酒井雄二）

特別消防隊の令和4年中の救急出動件数は1,163件で、救急車が出動中に火災が発生したのは全体で11件、そのうち特別消防隊が所在する東郷町内は3件でございました。

◎議長（山田達郎議員）

12番ごとうみき議員

◇12番（ごとうみき議員）

これは深刻な実態であると思います。国の基準の1点目、救急車が出動中にその所管する地域で火災が発生する頻度が、概ね2年に1回以下を大きく上回っております。

火災発生時には、タンク車は1隊のみ出動すればよいというものではなく、第1着隊から第4着隊までの指標での評価が消防力整備計画にも示されています。

例えば、東郷町で火災が発生した場合、東郷消防署のタンク車だけで出動OKというようにはなりません。そこで再質問いたしますが令和4年中は、救急車が出動中に火災が発生したのは全体で11件、東郷町内は3件ということでした。特別消防隊のタンク車の出動件数は何件でしたでしょうか。

また、特別消防隊のタンク車が出動できないときには、隣接する署所から出動するというのですが、どこから出動するのでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

佐野次長兼特別消防隊長

○次長兼特別消防隊長（佐野耕三君）

次長兼特別消防隊長、佐野。令和4年中のタンク車の出動件数は213件でした。

特別消防隊のタンク車が出動できない場合は、災害現場に最も近い署所から順に編成されて出動することになりますので、東郷消防署、みよし南出張所、みよし消防署、日進消防署などから出動することになります。

◎議長（山田達郎議員）

12番ごとうみき議員

◇12番（ごとうみき議員）

そもそも特別消防隊のタンク車は、今のご答弁ですと1.7日に1回出動するというような高い頻度であると思います。そのタンク車と救急隊を減にせざるを得ない状況により、火災が発生した場合にタンク車が出動できなくて、最も火災現場に近い消防署でありながら出動できないというようなことが今後も続くのでしょうか。

そこで3点目の質問ですが、救急出動が増加傾向にある中、タンク車との兼務についてどのような課題があるのでしょうか。また、兼務の解消に向けて尾三消防本部としてどのように取り組んでいくのでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

酒井消防長

○消防長（酒井雄二）

消防長、酒井。現在の運用状況を鑑みますと特に大きな課題というものはありません。しかしながら、議員の言われるとおり、救急需要が増えることにより、救急車が出動中に当該地域で火災が発生することも考えられますので、今後の救急需要の変化と、同時に火災が発生する頻度を注視し、必要に応じて兼務運用の在り方について検討してまいります。

◎議長（山田達郎議員）

12 番 ごとうみき議員

◇12 番（ごとうみき議員）

是非お願いします。中間見直しで令和元年度には、救急隊とタンク隊の隊員を兼務させている全ての署所において2年に1回以上の頻度で救急隊の出動中に火災が発生しており、今後の救急需用の増加を踏まえると消防隊と救急隊の兼務解消が必要であると明記されています。一刻を争う火災現場への出動を確保するためにも、早急な兼務解消を求めます。

続けて3番目ですが、出張所の機能と役割について伺います。豊明南部出張所、日進西出張所、みよし南出張所では、それぞれどのような役割を発揮しているのでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

酒井消防長

○消防長（酒井雄二）

災害出動の拠点は、特別消防隊のほか、構成市町それぞれに消防署を設置しております。これに加えて消防車両の到着状況について、地域格差が少なくなるよう設置しているのが各出張所になります。

なお、署所の配置状況につきましては、専門機関である一般財団法人消防防災科学センターへの調査委託により、良好との結果を受けております。

◎議長（山田達郎議員）

12 番 ごとうみき議員

◇12 番（ごとうみき議員）

先日、豊明南部出張所を見学させていただきました。地域の細かい道にも対応できている機動力のある車両、少ない職員さんでもチームワークを発揮してがんばっておられる姿を見て本当に頼もしく思いました。

平成21年にこの出張所ができ、それまで豊明南部地域は、現場到着まで10分程度かかっていたのが、この出張所からの出動により5分程度の短縮を図ることができたとのこと。このように地域の安心安全を支えてくださるのだと本当に感銘を受けました。

私は2年間、尾三消防組合議会に関わらせていただき、救急車、消防車両の増隊、職員増は必要であると繰り返し申し上げてきましたが、同時にその方たちのいる場所、どこに拠点を置くのかについても大切なことであると痛感しています。

そこで最後の再質問ですが、火災発生時、第1着タンク車が到着する時間をみる

と、7.5 分以内に豊明市、東郷町は 100%到着しますが、日進市は 96%、長久手市は 98%であるとのこと。救急車も 7.5 分以内に東郷町は 100%到着しますが日進は 95%、長久手は 97%となっています。

この状況を改善しようと思うと、さらに出張所が必要ではないでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。先ほどの答弁のとおり、現在における署所の配置につきましては良好との調査結果を受けておりますので、直ちに新たな出張所が必要な状況ではございません。今後も消防需要の変化を注視し、必要に応じて検討していきます。

◎議長（山田達郎議員）

12 番 ごと う み き 議員

◇12 番（ごと う み き 議員）

造る方向で検討していただきたいと思います。また、今後の尾三消防組合の益々のご発展を期待いたしまして質問を終わります。

◎議長（山田達郎議員）

以上で、一般質問を終わります。

日程第 6、報告第 1 号専決処分事項の報告についてを議題にいたします。報告の説明を求めます。佐野次長兼特別消防隊長。

○次長兼特別消防隊長（佐野耕三）

次長兼特別消防隊長、佐野。この報告をするのは、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を専決しましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告する必要があるからです。

次のページ、専決第 1 号をご覧ください。損害賠償額は、28 万 4,900 円。事故概要につきましては、令和 4 年 12 月 20 日午前 3 時 50 分頃、豊明市新栄町地内において、救急事案に出動した救急車が、車両を後進させたことにより個人宅カーポートに接触し、破損させたものです。過失割合は、当組合が 100%となります。

◎議長（山田達郎議員）

ありがとうございました。ただ今の報告に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。よって、報告第 1 号を終わります。

◎議長（山田達郎議員）

日程第7、議案第1号尾三消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例を議題にいたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び施行に伴い、同法において必要な事項とされているものについて規定するため、制定する必要があるからです。

なお附則として、この条例の施行期日は令和5年4月1日から施行し、尾三消防組合個人情報保護条例を廃止します。

◎議長（山田達郎議員）

ありがとうございました。これより議案第1号に対する質疑を行います。通告により発言を許します。9番わたなべさつ子議員。

◇9番（わたなべさつ子議員）

現行条例の第3条、個人情報の保有の制限、所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならないとありますが、尾三消防組合で保有している個人情報とはどのようなものですか。

また、保有する個人情報はどのように変化しますか。

◎議長（山田達郎議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

尾三消防組合が保有する個人情報ですが、火災や救急、救助などに出場した際、傷病者をはじめとした関係者などに関する情報を記載する各種報告書、その他、予防分野などで住民や事業所から提出される各種申請書などに個人情報が含まれています。改正された個人情報の保護に関する法律第61条において、個人情報の保有の制限について規定されており、新たな条例が制定されても、組合が保有する個人情報についての取り扱いに変化はありません。

◎議長（山田達郎議員）

以上で議案に対する質疑を終わります。これより討論に入ります。

議案第1号に対する反対討論の発言を許します。

9番わたなべさつ子議員

◇9 番（わたなべさつ子議員）

今回の条例制定は、国の個人情報保護法制 2000 個問題としてとらえた先に法改正があり、これに関連するものとなっています。

これまでは、自治体ごとに制定していた条例等規律を全国統一しようとするもので例えば、旧の尾三消防組合個人情報保護条例第 1 条では、実施機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、組合の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより組合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護することを目的としています。

これは組合が自己決定、自己責任のもと、住民の個人情報を適正に扱うべきだと考えたことの表れだと思いますが、今回は官民を問わず、オールジャパンで良いとする考え方の押し付けに、ほかなりません。

特に制定しようとする新しい条例は、個人情報の利活用に重点が置かれており、個人の情報を保護する点でこれまでの条例より後退するものです。

以上のことにより、憲法 13 条の自己決定権に照らして個人情報の取得は本人から取得し、どのような情報として個人の情報が使われているのか知る権利と合致したものであることが重要と考え、議案第 1 号に反対します。

◎議長（山田達郎議員）

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

反対討論を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第 1 号は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第 8、議案第 2 号尾三消防組合情報公開条例の一部を改正する条例を議題にいたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正する必要があるからです。

なお附則として、施行期日は令和 5 年 4 月 1 日からとなります。

◎議長（山田達郎議員）

議案第２号につきましては、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議案第２号に対する反対討論の発言を許します。９番わたなべさつ子議員

◇９番（わたなべさつ子議員）

議案第２号について、議案第１号で述べたように個人の情報の保護が後退すると考えますので、反対いたします。

◎議長（山田達郎議員）

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

反対討論を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第２号は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第９、議案第３号尾三消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題にいたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。この案を提出するのは、尾三消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び尾三消防組合個人情報保護条例の廃止に伴い、個人情報の開示請求に係る開示決定等について審査請求があった場合における諮問先等の機関について規定するため、改正する必要があるからです。

なお附則として、施行期日は令和５年４月１日からになります。

◎議長（山田達郎議員）

議案第３号につきましては、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議案第３号に対する反対討論の発言を許します。９番わたなべさつ子議員

◇9番（わたなべさつ子議員）

議案第3号についても、議案第1号で述べましたように個人の情報の保護が後退すると思いますので、反対いたします。

◎議長（山田達郎議員）

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

反対討論を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第10、議案第4号尾三消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題にいたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。この案を提出するのは、職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正に伴い、職員の服務の宣誓の際に、署名等を不要とするため、改正する必要があるからです。なお附則として、施行期日は令和5年4月1日からになります。

◎議長（山田達郎議員）

議案第4号につきましては、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議案第4号に対する反対討論を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第4号は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案4号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第11、議案第5号和解についてを議題にいたします。議案の説明を求めま

す。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。この案を提出するのは、損害賠償請求事件に関し和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める必要があるからです。

事件名は、名古屋地方裁判所 令和元年(ワ)第4503号、損害賠償請求事件、相手方は、沖電気工業(株)及び(株)TTKです。

主な和解の内容としまして相手方は、本件解決金として2,000万円の支払義務があることを認めること。相手方は、この金員を令和5年5月31日までに組合指定口座に振り込む方法により支払うこと。訴訟費用は各自の負担としています。

◎議長（山田達郎議員）

議案第5号につきましては、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議案第5号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結いたします。

〔発言する者なし〕

これより採決いたします。議案第5号は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案5号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第12、議案第6号令和4年度尾三消防組合一般会計補正予算（第4号）を議題にいたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,941万円を増額し、予算の総額を40億4,978万1,000円とするものです。

歳入は、国庫補助金額の確定に伴う起債の減額と、財政調整基金の年度末残高を1億円に整理するための繰入金の増額が主なものとなっております。

歳出は、事務費・事業費の確定などによる実績又は実績見込みに伴う減額のほか、財政調整基金の整理による繰入金を消防施設整備基金に積み立てるものです。

◎議長（山田達郎議員）

議案第6号につきましては、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議案第6号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第6号は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案6号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第13、議案第7号令和5年度尾三消防組合一般会計予算を議題にいたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。予算書2ページからの第1表、歳入歳出予算をご覧ください。歳入歳出予算の総額は、それぞれ42億461万5,000円で、前年比107.51%、額として2億9,366万9,000円の増額です。

12、13ページをご覧ください。歳入の主な内容について説明します。款1項1目1分担金は、消防組織法第8条の規定に基づき、消防に要する費用として各構成市町が負担する分担金で事業費の増額に伴い、1億1,026万3,000円の増額です。

款3項1国庫補助金は、水槽付消防ポンプ自動車1台分の補助金で、前年度は高額なはしご付消防自動車であったこともあり、3,316万5,000円の減額です。

14、15ページをご覧ください。款8項1目1繰越金は、2千万円を見込むもので前年度と同額です。

16、17ページをご覧ください。款10項1目1地方債は、更新する車両5台分の起債です。次に、歳出の主な内容をご説明させていただきます。20、21ページをご覧ください。目2人事管理費は、職員の異動等のほか給与改定に伴い、人事管理費全体では前年比1,245万6,000円の増額となっています。

22、23ページ表の一番下をご覧ください。目4財産管理費は、消防本部庁舎の個別施設計画の見直し検討に伴い、財産管理費全体で前年比4,248万8千円の減額となっています。

また、24、25ページ、節24積立金ですが、消防施設の長寿命化計画に基づき財政負担の平準化を図ることを目的に、引き続き消防施設整備基金へ7,586万8,000円積み立てを行います。

26、27ページをご覧ください。款3項1目1消防費は、新型コロナウイルス対策用資材、自動操縦型ドローンの購入費のほか車両更新台数の増加に伴う車両整備事業費が増額となります。消防費全体では前年比2億8,982万8,000円の増額となっ

ています。

40、41 ページをご覧ください。款 4 公債費は広域化前の旧公債費分は元金、利子ともに 1 本ずつ、広域化後の新公債費分で目 1 元金、目 2 利子ともに長期債 10 本分を計上したものになります。

款 5 予備費については、これまでは新型コロナウイルス感染症の蔓延状況が予見しがたく、状況変化から生ずる財政需要に備えて 2,000 万円を計上しておりましたが、救急出動実績から鑑み、対策用資材費として消防費に計上することとしたため 1,500 万円の減額となっております。

◎議長（山田達郎議員）

これより議案第 7 号に対する質疑を行います。通告により発言を許します。12 番 ごとうみき議員。

◇12 番（ごとうみき議員）

歳出 2 款 1 項 2 目惨事ストレス講師謝礼金について。令和 5 年度、新たに計上されるのはどのような理由からでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。尾三消防組合消防力整備計画（第 8 次）において、隊員の安全管理を目的に凄惨な災害現場に出動した職員が受ける惨事ストレスについて、職員の状況把握及びサポート体制の構築に向けて取り組むこととしております。

その取り組みの 1 つとして、全職員を対象に総務省消防庁緊急時メンタルサポートメンバーである外来講師による惨事ストレスに対する研修を令和 5 年度から毎年、若手職員より順に実施して参ります。

各職員が災害対応時のストレスへの対応力を高めるための知識を習得してもらうことを目的としております。

◎議長（山田達郎議員）

12 番 ごとうみき議員。

◇12 番（ごとうみき議員）

続けて 2 点目歳出 3 款 1 項 1 目、絶縁用保護具点検委託料についてです。これも新たな計上ですが、この装具はどこに配備されているのでしょうか。

また、新たに計上されるのはどのような理由からでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。絶縁用保護具とは、ゴムと合成繊維でできている手袋、長靴、上着、ズボンなどのことを言います。

ハイブリッド車や電気自動車などの普及により、これらの交通事故に伴う救助活動のほか、電柱や鉄塔における救助活動など、感電のリスクを回避するため絶縁保護具を着装して活動することとしております。

ご質問の配備先でございますが、交通事故現場で救助活動を実施する特別消防隊、豊明消防署及び長久手消防署の救助隊、高所で活動を実施する各消防署のはしご車隊、そして第1次出動する各署所の消防隊に配備をしております。ハイブリッド車や電気自動車などの普及に伴い、隊員が安心して活動できるよう労働安全衛生規則に基づき、その絶縁性能について自主検査を行うものです。

◎議長（山田達郎議員）

以上で議案に対する質疑を終わります。これより討論に入ります。議案第7号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。12番ごとうみき議員

◇12番（ごとうみき議員）

コロナ禍での活動、本当にありがとうございます。惨事ストレスへの対応等により、職員を大切に作る気風を高めてください。

また、ハイブリット車、電気自動車などの普及による絶縁用保護具の配備、点検など、新たに必要な物への対応も大切であると感じました。同時に、今まで以上に社会状況が変化する中で、新たな事案への対応が必要であるということを含めて今後の変化にしっかりと対応できる装備面、施設整備面、職員教育面、体制強化をお願いいたします。

2023年度は、第8次消防力整備計画中間見直しに沿い、将来を見通しての消防力をどう強化していくのか、そのスタートの年度です。住民の皆さんの生命、財産を守り抜くためにも今以上の体制強化、機能強化を求めます。

管理者におかれましては、職員を増員・充実へ転換していただきますようお願い申し上げます。最後に、職員の皆さま方の安全を祈念いたしまして、討論とさせていただきます。

◎議長（山田達郎議員）

反対討論を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第7号は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案7号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第14、議員提出議案第1号尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例を議題にいたします。議案の説明を求めます。4番近藤郁子議員。

○4番（近藤郁子議員）

提案理由は、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となるため、議会における個人情報保護に関する条例を制定する必要があるからです。

条例は第1章で総則を、第2章で個人情報等の取扱い、第3章で個人情報ファイル、第4章で開示、訂正及び利用停止、第5章で雑則、第6章で罰則について定めており、附則として施行期日は令和5年4月1日からとしています。

◎議長（山田達郎議員）

議員提出議案第1号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議員提出議案第1号に対する反対討論の発言を許します。12番ごとうみき議員

◇12番（ごとうみき議員）

今回の条例案の根拠となっている国の個人情報保護法は、個人情報の利活用に重点を置き、個人情報の保護のために地方自治体で先行的に整備されてきた条例をリセットし、全国共通化を図るものです。

そして、先ほど改正されましたが、改正前の尾三消防組合個人情報保護条例の対象に、議会も入っていましたが、国の個人情報保護法の対象にはなっていません。今回の改正案は、国の個人情報保護法に沿った内容になっています。

今までの尾三消防組合個人情報保護条例には、個人情報の本人からの取得、電子計算機の結合の制限が規定されていましたが、後退してしまいます。

また、匿名加工情報を提供することができるようになっています。現行の個人情報保護より後退してしまうと考え、反対いたします。

◎議長（山田達郎議員）

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

反対討論を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結いたします。これより採決いたします。議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎議員）

これをもちまして、定例会に付されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

お諮りいたします。今議会において、議決されました議案の条項・字句・数字・その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字・その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定いたしました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第15、管理者あいさつをお願いします。小山管理者。

○管理者（小山祐）

先ほどは、上程いたしました議案につきまして、全議案、原案どおり議決をいただき、厚くお礼を申し上げます。

議決をいただきました令和5年度予算につきましては、適切な執行を行うとともに、効率の良い消防行政を推進してまいりますので、今後も尾三消防組合の運営につきまして、より一層のご指導をいただきますようお願い申し上げます。

さて、令和4年度も残すところ後僅かとなりました。この一年、議員の皆様方には、各般にわたりご指導を賜り、各事業を滞りなく遂行できましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、健康管理にご留意いただき、ますますご活躍されますよう祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎議長（山田達郎議員）

閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

小山管理者をはじめ、当局の皆さまには、議決しました議案の適切な執行をお願いします。

皆さまからのご支援とご協力を賜り、少し早いですがこの2年間、尾三消防組合議会議長の要職を皆さまのあたたかいご協力の元で務め上げることができました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

議員各位におかれましては、引き続き、消防行政推進にご尽力いただきますことをお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

これをもちまして、令和5年3月尾三消防組合議会定例会を散会いたします。本日はありがとうございました。

(午後2時53分閉会)

上記議事録が正確であることを署名する。

令和5年3月27日

議長

山田 達郎

議事録署名者

岡本 守直

議事録署名者

広瀬 裕久